

第5回「予算について」

予算の議決権は議会のみが有する権利であり、予算はこの議決なくしては確定せず、執行することができない。議決には、①原案可決、②修正可決、③否決の3種があるが、このうち③の否決は、予算の確定を全面的に否認することであるから、町村長の提案した予算が極端に異常なものでない限り、否決は避けて、修正その他の方途を講じるよう努力すべきであろう。全国的には、原案のとおり可決する場合はほとんどで、修正可決の例は少ない。（「議員必携」より抜粋。）

このような堅苦しい話から始めたのは、3月定例会で、今年度予算が賛成、反対同数となり、議長裁決で可決という前代未聞の事態が発生したからです。否決となればスムーズな予算執行ができず、それによって一番困るのは町民です。私が予算編成で心掛けている基準は、①当町の体力に合っているか、②将来にわたり継続して全町民が活用できるか、③人気取りに陥っていないか等であり、今年度予算は基準に合致していると思う訳です。あるマスコミの方から、「就任3カ月で、予算に公約を数件盛り込み実行するということは、なかなかできる事ではない」と言われ、嬉しく思いました。そして、夜を徹して私の公約を予算案に組み入れてくれた職員に、感謝しております。

町民の方の中には、変革を急ぎ過ぎているのでは等と心配してくださる方も大勢おられます。私は、自分の眼が環境に慣れ、現状が常態に映ることが怖いのです。剛柔強弱、メリハリをつけながら松尾芭蕉の言われる「不易流行」を中心軸に置き、町長としての仕事に励んでまいります。